

農地法第3条における許可申請に伴う提出書類

◎必須、△場合により必要

番号	書類名等	説明	譲受人（借人）の区分	
			市内在住	市外在住
①	農地法第3条の規定による許可申請書	記入例を参考に記載してください。	◎	◎
②	登記事項証明書 (全部事項証明書)	申請日から3か月以内のものを提出してください。（法務局で取得できます。）	◎	◎
③	農地の位置図	申請地の位置及周边の状況が分かる地図を添付してください。（申請する土地がわかるように着色等してください。）	◎	◎
④	農業経営証明書	譲受人（借人）が須崎市外在住の方の場合に提出してください。（証明書の発行については、お住まいの農業委員会にお問い合わせください。）		◎
⑤	耕作計画書	譲受人（借人）が須崎市外在住の方の場合に提出してください。		◎
⑥	住民票抄本・戸籍の附票等	譲渡人（貸人）の現住所が土地の登記事項証明書の表示と異なる場合は必要です。	△	△
⑦	委任状	代理人が申請される場合、譲渡人（貸人）・譲受人（借人）の委任状がそれぞれ必要です。なお、譲渡人（貸人）・譲受人（借人）のどちらかが代理人として申請される場合は、もう一方の委任状が必要です。	△	△
⑧	賃(使用)貸借契約書の写	賃(使用)貸借の場合、賃(使用)貸借契約書の写	△	△
⑨	競売又は公売調書等	競売の場合(写しで可、受付期間、入札日がわかるもの)【裁判所等】	△	△
⑩	判決書等の写し	調停や判決に基づく単独申請の場合、判決書等の写しが必要です。	△	△
⑪	その他参考になる書類等	上記以外に提出していただく書類がある場合は、個別にご連絡します。	△	△

※譲受人（借人）が農地所有適格法人の場合は、その他に必要な書類がありますので事前にご相談ください。